

ふるさと納税

問合せ

寄付の手続きについて…秘書課秘書係
 税額控除について…課税課市民税係

■ ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、ふるさとに直接納税するのではなく、ふるさとの地方公共団体に寄付をした場合に、その一部が所得税や個人住民税から控除される制度です。「ふるさと」とは、自分の出身地だけでなく、どこの都道府県や市区町村でも自由に選ぶことができます。

地方税法の一部改正に伴い、寄付金税制が大幅に拡充され、都道府県・市区町村に対する寄付金のうち、5,000円を超える部分について、個人住民税と所得税の税額が控除されることとなりました。平成20年1月1日から12月31日までの寄付は、平成21年3月16日までに所得税の確定申告または住民税の申告をすると、平成20年の所得税と平成21年度の個人住民税から控除されます。

■ 羽村市への寄付も対象です

市内在住の方が羽村市に寄付をしても「ふるさと納税」として、税額の控除が受けられます。

■ 寄付の手続き

寄付の手続きは、まず寄付したい自治体に寄付の申し出を行います。納入方法は各自治体で異なりますが、一般的には現金を直接届けるほか、現金書留・銀行振込・納付書などで納入することとなります。

■ 税額控除を受けるには

寄付をすると領収書が発行されます(地方に送金した場合は、寄付先の自治体から領収書が送付されます)。税額控除を受けるには、翌年の3月16日までに領収書を添付し、所得税の確定申告または住民税の申告をします。

■ 控除額はどのくらい

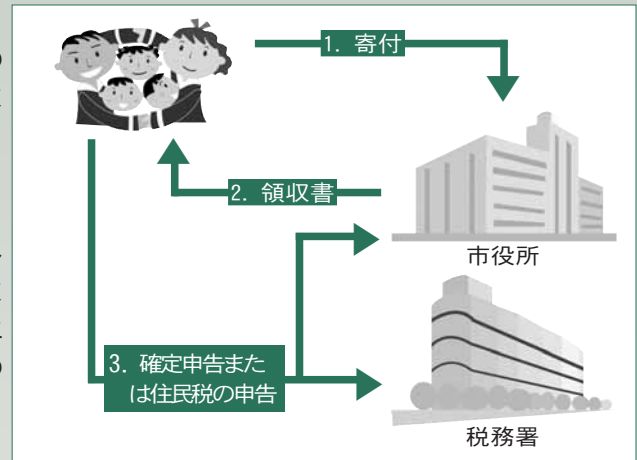
控除額は、寄付金額から5,000円を差し引いた額に控除率を乗じた額となります。収入や寄付金の額によって控除額は異なります。例えば、年収700万円で、妻と子ども2人を扶養している方が35,000円を寄付した場合、所得税から3,000円、翌年の住民税から27,000円が控除されます。

■ 税額控除の計算式

所得税控除の計算式

$(a \text{ または } b \text{ のいずれか少ない額} - 5,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率}$

- ・ a 寄付金額
- ・ b 総所得金額等の40%相当額



住民税控除額の計算式

次の(1)と(2)の合計額が控除されます。

- (1) $(\text{寄付金額} - 5,000 \text{ 円}) \times 10\%$
- (2) A または B のいずれか少ない額
 - ・ A $(\text{寄付金額} - 5,000 \text{ 円}) \times (90\% - \text{所得税率})$
 - ・ B 住民税所得割額 $\times 10\%$

ふるさと羽村を応援してください！
 (ふるさと納税)

現在、市では、第四次長期総合計画に定めたさまざまな計画の実現に取り組みます。寄付(ふるさと納税)を通して羽村市のまちづくりを応援してください。

■ 寄付金の使いみち

寄付金は、福祉の充実・教育の振興・環境対策・都市整備などのまちづくりに使わせていただきます。

■ 寄付の方法など

- ① 市へ寄付の申し出
 - ② 寄付申出書の送付(市ホームページからダウンロードすることもできます。)
 - ③ 寄付金の納入(現金・現金書留・納付書) ※現金の場合は、直接市へ持参してください。
 - ④ 市から寄付金の領収書を送付
- ※この領収書を添付し、所得税の確定申告または住民税の申告をしてください。
- 詐欺行為に注意してください
 市が、寄付を強要したり、電話で口座振込の手続きを誘導するようなことはありません。寄付金の納入については、全て公文書で通知します。詐欺行為には十分注意してください。

廃棄物処理手数料免除対象者に 平成 20 年度分の市指定収集袋を交付します

次の世帯（方）に一定枚数を限度として平成 20 年度分（平成 20 年 12 月～平成 21 年 11 月分）の市指定収集袋を交付します。

対 象	燃やせるごみ袋	燃やせないごみ袋
①生活保護費受給世帯	4人世帯まで	4人世帯まで
②児童扶養手当受給世帯	→中袋 110 枚	→中袋 30 枚
③特別児童扶養手当受給世帯	5人世帯以上	5人世帯以上
④身体障害者手帳 1 級または 2 級をお持ちの方を含む市民税非課税世帯	→大袋 110 枚	→大袋 30 枚
⑤愛の手帳（療育手帳）1 度または 2 度をお持ちの方を含む市民税非課税世帯	大袋 10 枚を中袋 20 枚に換算することができます。	大袋 10 枚を中袋 20 枚に換算することができます。
⑥精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方を含む市民税非課税世帯		
⑦高齢福祉年金受給者（緑色の年金手帳をお持ちの方）	小袋 110 枚	小袋 30 枚

※①から⑦の世帯（方）は重複して申請できません。

※一年分まとめて交付します。受付期間を過ぎると月割り相当量での交付となります。

※持ち帰るための袋を用意してください。

受付日時 11 月 1 日(土)～ 29 日(土)の月～土曜日（祝日を除く）午前 9 時～正午、午後 1 時～ 5 時

※日曜日は、11 月 2 日(日)・ 9 日(日)・ 16 日(日)のみ同じ時間帯で交付します。

※水曜日は、午後 8 時まで交付します。

受付会場 市役所 2 階 201 会議室

必要な物 印鑑・証書（保護決定通知書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、高齢福祉年金証書）

※④から⑥の方が水曜日の午後 5 時以降に交付を受ける場合は、世帯全員分の市民税非課税証明書が必要です。

※代理の方が受領する場合は、上記の必要な物以外に代理の方の身分証明書と印鑑を持参してください。

問合せ 生活環境課生活環境係



犬の飼い方

家族の一員であるペットが原因で、近所とのトラブルを引き起こさないためにも、飼い主の皆さんのより一層のマナー向上が求められています。

■犬の放し飼いはとても危険

犬の放し飼いによる事故が、人の生命にかかわることもあります。家の敷地外に犬を放したり、夜だからといって引き綱を外して犬を公園などで走らせたりする行為はとても危険です。人に危害を与えないよう必ず鎖などでつなぐか、柵やおりの中で飼ってください。

■犬のフンの始末は飼い主の責任

公園・道路などの公共の場所や他人の土地などに、犬のフンを放置することは迷惑行為です。散歩に連れていくときは、スコップやビニール袋などを持参し、フンをそのまま放置しないで、必ず自宅に持ち帰り処分してください。

問合せ 環境保全課環境保全係



落ち葉専用袋の利用

市内の公園や道路に、緑化推進のための樹木を植えています。この季節になると公園の内外や歩道などに落ち葉がたまりまます。さまざまに団体や個人の方に善意で収集していただいています。

市では、「落ち葉専用袋」を貸与しています。必要な方は申請してください。落ち葉が入った専用袋の回収も行います。連絡してください。回収は平日午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。

※落ち葉以外の枝・石・土・ゴミなどは入れないでください。落ち葉以外のものが入っていた場合は回収できません。

問合せ 土木課道路公園係

困っている人がいます ～放置自転車～



● 視覚に障害のある方が困っています

自転車が道路にある黄色い点字ブロックの上に放置されています。視覚に障害のある方がそこを通行しようとしたらどうなるでしょうか。

● 車椅子などを使っている方が困っています

自転車が駅周辺道路に放置されていることにより、道幅が狭くなっています。車椅子やベビーカーを使っている方がそこを通行しようとしたらどうなるでしょうか。

ほかにも高齢の方や子ども連れの方など、駅周辺の店舗などに自転車が放置されることで困っている人がいます。あなたが放置した自転車が思わぬ交通障害を生み出しているかもしれません。

自転車を停める場合は、市の自転車駐車を利用してください。



■ 放置禁止区域

「羽村市自転車等の放置防止に関する条例」で羽村駅・小作駅を中心に半径 400 m 以内の区域を自転車放置禁止区域に指定しています。放置禁止区域内に放置してある自転車や原動機付自転車は撤去し、自転車保管所に移送します。

■ 自転車駐車場内の放置自転車などについて

自転車駐車場内に 1 週間以上放置してある自転車や原動機付自転車は撤去し、自転車保管所に移送します。
※移送した自転車などを引き取る際には、撤去手数料が必要となります。注意してください。

● 撤去手数料

原動機付自転車 3,000 円、自転車 2,000 円

■ 羽村市自転車保管所

所在地 栄町 2-28-2

引渡日時 月～金曜日午前 9 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く。月・木曜日は午後 7 時 30 分まで）

電話 579-4815

問合せ 生活安全課交通・防犯係



▲羽村駅周辺の自転車駐車場および放置禁止区域



▲小作駅周辺の自転車駐車場および放置禁止区域

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10月22日(水)～31日(金)に、羽村駅と小作駅で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を行います。この機会に皆さんで自転車の放置について考えましょう。